

ふるさと納税で三原市を応援してください!!

ふるさと納税(寄附金)とは、自分の出身地や自分が応援したいと思うまちへ寄附できる制度です。ぜひ知り合いの皆さんへ紹介していただき、三原市の輝く未来づくりに応援をお願いします。

○ 寄附をした人には、税金の軽減があります。

○ 1万円以上寄附をした市外の人には、地場産品を贈呈します。
※申込書は政策企画課ホームページからダウンロードできます。

寄附金の状況

「ふるさと納税制度」により、ふるさと三原市を応援して下さる全国の多くの皆さんから、次のとおり寄附をいただきました。厚くお礼申し上げます。

寄附件数と寄附金額(平成20年12月末現在)

119件 2,078,230円

活 用 方 法	件数	金 額
A 子どもたちの健やかな成長を応援する事業	37	665,230円
B ふるさと三原の自然環境を守る事業	46	640,000円
C 三原市の夢ある発展のための事業	36	773,000円
計	119	2,078,230円

問い合わせ先 政策企画課(☎0848⑦6009FAX0848⑦6199Eメール seisakukikaku@city.mihara.hiroshima.jp)

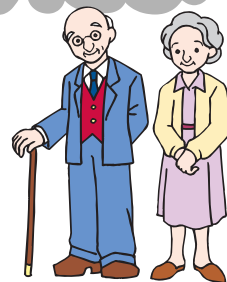
長寿医療(後期高齢者医療)だより

対象者

75歳以上の人(一定程度の障害のある人は65歳以上の人)

保険料の計算方法

均等割額40,467円(年額)+所得割額(賦課標準額×7.14%)=一人当たりの保険料



◎保険料の軽減措置が見直しされます

7割軽減世帯の人の均等割額

平成20年度

特別対策により
8.5割軽減
(6,000円/年)

平成21年度以降

7割軽減(12,140円/年)
このうち、世帯の被保険者
全員が年金収入のみで、
80万円以下の人
9割軽減(4,046円/年)

職場の健康保険の被扶養者だった人の均等割額

平成20年度

昨年4月
～9月

免除

昨年10月
～今年3月

9割軽減
(2,023円/年)

平成21年度

9割軽減
(4,046円/年)

※()内は、軽減適用後の均等割額です。

◎保険料の納付方法が見直しされます

年金天引きから口座振替による支払いに変更する場合、振替口座の名義人は、本人・世帯主または配偶者に限定されていましたが、今年4月からは、誰の口座からでも振り替えが可能となりました。

口座振替による支払いに変更を希望する人は、市内の金融機関窓口で口座振替依頼書を提出し、その控えを収納課、または市民税課、各支所地域振興課窓口へ提出してください。



問い合わせ先 保険料の軽減措置について 市民税課(☎0848⑦6065FAX0848⑦6132)
保険料の納付方法について 収納課(☎0848⑦6034FAX0848⑦6132)

